

第8章. 地域資源の保存・保全・活用に関する措置

8-1. アクションプラン策定の基本方針

第5章で、地域資源の保存・保全・活用の課題（5-1）を踏まえて基本方針（5-2）と今後のアクションの分類（5-2-3）を検討し、その分類に基づきアクションプラン（8-2、8-3）を定めた（図75、表27）。

平戸市の文化財行政において、市内の重要な地域資源を文化財に指定し、後世に引き継いでいくことが大きな役割であることを認識しつつも、人口減少時代の中で、「適切な活用」を含めたマネジメントを行わねば指定文化財すら守れなくなる可能性があるという課題を踏まえ、平戸市に所在する地域資源の保存・活用の基本方針を次のふたつに整理している。ひとつめは、地域資源を保全する循環的な仕組みをつくること。もうひとつは宝探しを基礎とした住民主体の地域づくりを推し進めることである。いずれも、住民の価値観の転換がキーワードになっており、少子高齢化が進む地域において、企業誘致など外発的な要因による集落の成長を期待するのではなく、内発的発展を軸に持続可能な仕組みづくりを模索していくものである。

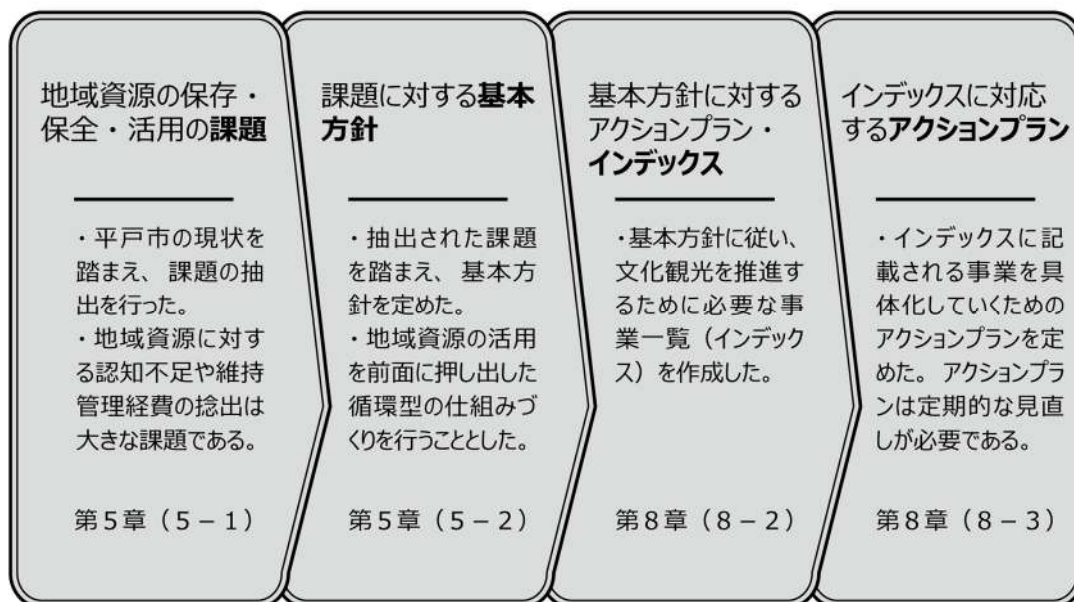
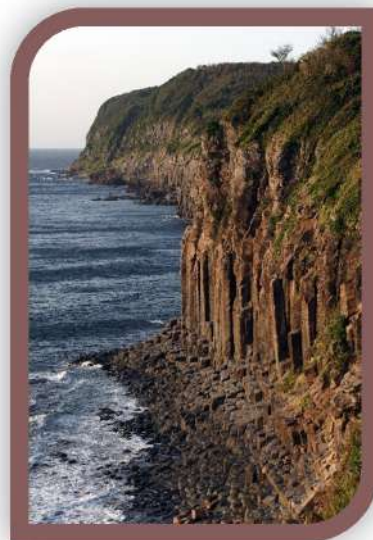


図75 地域資源の保存・保全・活用の課題抽出からアクションプラン決定までの流れ

表 27 地域資源の保存・保全・活用の課題抽出からアクションプラン決定までの流れ

	文化財	文化財を除く地域資源
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・個人所有の文化財は、適切な維持や修復に必要な自己負担金の捻出も大きな課題。 ・指定文化財として重点保護を図っているものについても、世代交代や少子高齢化に伴う転出などにより、対象物への関心が薄れ、その保護が難しくなる可能性。 ・歴史的建造物や石積みの修復など、その技術を地元業者などが継承し、育成していく仕組みづくり。 ・無形民俗文化財の次世代への継承。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世代交代などに伴う記憶（歴史）の継承ができず、その価値すら認識されないまま、滅失してしまう可能性。 ・地域資源を保存・保全、活用していくにあたって必要な財源の確保。 ・世代交代や大型公共事業の実施に伴い毀損・滅失することもあり得る。地域資源の位置づけやその保存・保全と活用の手法について検討が必要。 ・所蔵資料の長期的調査を含め、調査研究が不足している分野も多い。
課題に対する基本方針	<p>①循環型の保存・保全・活用の仕組みづくり</p> <p>・人口減少時代において、地域資源を持続的に保護・保存・保全していくには、それそのものから所有者や集落に何らかの益をもたらし続ける循環的な仕組みをつくるのが大切。</p> <p>②地域資源の適切な活用推進</p> <p>・地域資源が所有者などに大切なものであると認知され続けるには、地域資源の適切な活用（博物館等に所蔵される資料の計画的な調査研究含む）が必須である。</p> <p>・地域資源を守ることに活用することは密接に関連しているという認識を持ち、より総合的に事業を組み立てる必要性。</p> <p>上記、①・②から、地域資源の保存・保全と観光業の成立、地域振興の融合を目指す文化観光を実施することが必要。</p> <p>具体的には、住民が地域資源の価値を再認識・共有することから始め、次にそれを活用して他地域からの来訪者との「交流」を促し、経済面をも含んだ活性化につなげる。そして、常時、地域資源に関するモニタリングを行い、価値（資源性）の低下を引き起こさないように留意することを通じて、地域資源の保存・保全に結びつけ、持続的な活用を実現するという仕組みの構築を目指すものとする。</p>	
基本方針に対応するアクションの分類	<p>地域資源の保存・保全・活用に関する課題と、課題に対する基本更新を踏まえ、以下の分類で各種事業を編成する。</p> <p>①守る（保存管理）</p> <p>【目的】地域全体で地域資源の保全管理を行うとともに、住民の日常生活と来訪者による観光が共存できる環境づくりを行う。</p> <p>【効果】地域資源を保存・保全していく基本的な体制ができる。</p> <p>②伝える（情報発信・教育）</p> <p>【目的】地域資源の価値や魅力を理解してもらうために、来訪者へ情報発信を行うほか、地元での学習機会の提供を行う。</p> <p>【効果】地域資源の認知度を高め、誇りや愛着という意識の醸成ができる。</p> <p>③活かす（整備・活用・受け入れ）</p> <p>【目的】地域資源を活用し、魅力を高め、住民生活に配慮しながら来訪者を満足させる受け入れ体制を整備する。</p> <p>【効果】交流を軸に循環型の仕組みを作っていくための基盤ができる。</p> <p>④学ぶ（調査研究）</p> <p>【目的】文化遺産について学際的な調査（博物館等に所蔵される資料調査含む）を行い、分かりやすい内容で公開する。</p> <p>【効果】基礎研究やテーマ別研究の継続は、文化財行政の根幹をなす部分である。</p>	

また、平戸市では、「条例等に基づく当該市町村独自の取り組み」として、協働によるまちづくりの推進に関して、市民自ら自由な発想のもと企画立案や運営を実践するための事業を行っている。この取り組みの中で策定された「協働のまちづくり計画書」の一部は、第3章（3-4）に記載しているが、その概要は以下のとおりである。

表 28 協働のまちづくり計画の概要

計画の目的	・まちづくりの主役である市民一人ひとりが生き生きと暮らし、魅力ある地域社会の実現を図ることを目的に「まちづくり計画」を策定する。
策定の根拠	・平戸市協働によるまちづくりの推進に関する条例（平成20年3月26日条例第5号）
策定の主体	・平戸市内の小学校区を基本に設置された、地域住民により構成される「まちづくり運営協議会」が策定を行う。
計画の概要	基本的な計画の構成 ①地域の概要 ②地域資源について ③地域の現状と課題 ④目指すべき将来像 ⑤まちづくり基本理念 ⑥事業計画 ⑦推進体制 ※計画期間についての定めなし。

さらに、平成30年（2018）7月に平戸島の一部と中江ノ島が世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に登録され、保存管理計画などが策定されている。

表 29 世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の概要

文化遺産の名称	・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産
構成資産	・12資産（うち平戸市に2資産）
平戸市の構成資産	・平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳） ・平戸の聖地と集落（中江ノ島）
構成資産の保護・保存・保全	・文化財保護法 重要文化的景観「平戸島の文化的景観」 ・景観法 平戸市景観条例、平戸市景観計画 ・自然公園法 西海国立公園 など ・その他 世界遺産包括的保存管理計画で保存・保全・活用の指針が示されている。

8-2. アクションプラン・インデックス

これらの方針を踏まえ、計画期間中に行うアクションプラン・インデックスを表30とおりに定める。アクションプラン・インデックスとは、第5章（5-2-3）で定めたアクションの分類に基づき検討される、平戸市において今後実施していくべき事業一覧のことであり、基本的にこのインデックス（事業No.1～76）に基づき個々の事業を計画していくものとする。インデックスに記される内容は多岐に渡り、これらの諸事業は、地域振興、観光振興、学校教育、社会教育などと密接に関連するものもあるため、総合的に推進することが有効である。



春日集落案内所かたりな



まちの未来像 第2次総合計画	地域資源の保存・保全・活用の課題 第5章(5-1)	課題に対する基本方針 第5章(5-2)	基本方針を実現するためのアクションの分類		地域資源の保存・保全・活用に関する措置						
			第5章(5-2-3)		事業区分(大)	事業区分(中):アクションプラン・インデックス	事業区分(小):アクションプラン 第8章(8-3)	事業主体	短期(3年)	中期(7年)	長期(10年)
未来像 夢あふれる 未来のまち 平戸	①保存管理に関する課題 ●適切な周期で修理が実施できない文化財がある。 ●保存管理(活用)計画が策定されていない文化財がある。 ●文化財の修復技術を地元業者が継承し、地域内で人材を育成する仕組みが必要である。 ●地域資源の見学マナー等が策定されていないものが多い。 ●地域資源の位置づけが明確でない。 ●地域資源を社会全体で守っていくという環境ができていない。	①循環型の保存・保全・活用の仕組みづくり ②地域資源の適切な活用促進	守る	基本的な保存管理体制の確立 (保存管理) 地域全体で地域資源(宝)の保全管理を行うとともに、住民の日常生活と来訪者による観光が共存できる環境をつくる。	個別保存計画に基づく管理事務	1 各種委員会の開催及び現状変更などの調整による地域資源の保全管理	1-1 市文化財審議会の開催	行政	○	○	○
					2 地域資源カルテ(履歴書)の作成	1-2 重文量委員会による現地指導	行政	○	○	○	
関連プロジェクト	②情報発信・教育に関する課題 ●価値観の変化(地域資源への誇りの喪失や場所の記憶が継承されない)は、今後、地域資源の減少につながる可能性がある。 ●少子化や社会の変化に伴い、無形民俗文化財の継承が難しくなっている。 ●文化遺産の情報発信やブランド構築といった意識が低い場合が多い。 ●インバウンド対策が不足している。 ●地域住民や児童、生徒が文化財を学び、地域資源に誇りを持って行う体験プログラムの創出が必要である。	①循環型の保存・保全・活用の仕組みづくり ②地域資源の適切な活用促進	伝える	(情報発信・教育) 地域資源(宝)の価値や魅力を理解してもらうために、来訪者へ情報発信を行うほか、地元での学習機会の提供を行う。	情報発信の推進	15 宝を保存活用するためのデータベースの作成	15-1 情報戦略(基本方針)の策定	行政	○	○	○
					16 宝を保存活用するためのデータベースの作成	15-2 地域資源データベースの作成	行政	○	○	○	
重点プロジェクト	③整備・活用・受入に関する課題 ●地域資源の適切な維持や修復活動には、相当の費用負担が必要になるため、その財源の確保を検討する必要がある。特に個人所有のものについては、補助金等を活用する際の自己負担金の捻出も大きな課題である。 ●指定文化財として重点保護を図っているものも、世代交代や高齢化、転出等により、その保護に影響を与える可能性がある。 ●文化遺産の活用が、地域活性化や観光振興に寄与する仕組みができていない場合が多い。 ●民間と連携した地域資源の活用や保存・保全に関する取り組みが不足している。 ●アクセシビリティの整備が必要な地域資源が存在する。 ●ユニバーサルデザインへの対応が遅れている。 ●地域資源の防災マニュアルの充実が求められる。 ●地域資源の持続的な維持管理を実現するために公開促進を促し、交流を軸とした保存・保全、活用の仕組みをつくる必要がある。	①循環型の保存・保全・活用の仕組みづくり ②地域資源の適切な活用促進	活かす	(整備・活用・受入) 地域資源(宝)を活用し、魅力を高め、住民生活に配慮しながら来訪者を満足させる受け入れ体制を整備する。	資源の活用推進	7 魅力ある地域資源の掘り起こしおよび体系化(戦略的宝を軸に地域の魅力を高めるストーリーを作る)	37-1 按入没後400年事業	民間	○	○	○
					8 観光資源の掘り起こしおよび体系化(戦略的宝を軸に地域の魅力を高めるストーリーを作る)	37-2 郷成功生誕400周年事業	民間	○	○	○	
重点プロジェクト	④調査研究に関する課題 ●大学が有する知と人材の活用が進んでいない。 ●研究活動と公開の仕組みが確立されていない。	①循環型の保存・保全・活用の仕組みづくり ②地域資源の適切な活用促進	学ぶ	(調査研究) 文化遺産について学際的な調査研究を行い、分かりやすい内容で公開する。	基礎的調査研究の実施	9 基礎的調査研究の継続事業	72-1 平戸紀要の発行	行政	○	○	○
					10 個別調査研究の実施事業	72-2 「大野製 曲尺、狭み尺」の文化財指定	所有者	○	○	○	

表 30 アクションプラン・インデックス

8-3. アクションプラン

前項で定めたアクションプラン・インデックスに基づき、計画期間中に実施する事業を次のとおり計画する。

※表中No.は、アクションプラン・インデックスの事業No.に対応するものである。

表 31 アクションプラン

No.	事業名	財源	主体	短期 ～3年目	中期 ～7年目	長期 ～10年目
守る						
1-1	・市文化財審議会の開催 専門家委員会を定例的に開催する。	市単費	平戸市	・定例委員会の開催	・定例委員会の開催	・定例委員会の開催
1-2	・文化的景観推進委員会による現地指導など 専門家による現地調査、普及啓発活動を実施する。 関連文化財群 6-2-7	文化財補助金	平戸市	・専門家現地指導	・専門家現地指導	・専門家現地指導
1-3	・重要伝統的建造物群保存地区保存審議会の開催など 専門家による現地調査及び定例委員会を開催する。 関連文化財群 6-2-6	市単費	平戸市	・専門家現地指導 ・定例委員会の開催	・専門家現地指導 ・定例委員会の開催	・専門家現地指導 ・定例委員会の開催
2-1	・地域資源カルテの作成 地域資源のカルテ（履歴書）の作成を行う。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単費・地域計画等活用拠点形成事業	平戸市	・資源調査	・地域資源紹介冊子作成 ・Webサイト構築	・地現調査の継続
3-1	・平戸和蘭商館跡の土地公有化 所有者との合意に基づき、随時、国指定史跡地の土地公有化を図る。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-4	文化財補助金	平戸市	・所有者協議および売買に関する事務	・所有者協議および売買に関する事務	・所有者協議および売買に関する事務
3-2	・田平天主堂の耐震化事業 世界文化遺産の関連遺産である重要文化財（建造物）の保全のため、耐震化事業を行う。 関連文化財群 6-2-4 関連文化財群 6-2-5	文化財補助金	所有者	・調査設計 ・工事着工	・工事	－
3-3	・重要文化的景観「平戸島の文化的景観」選定地域における修理事業	文化財補助金	所有者	・整備事業 4棟/年	・整備事業 4棟/年	・整備事業 4棟/年

No.	事業名	財源	主体	短期 ～3年目	中期 ～7年目	長期 ～10年目
	整備活用計画に基づき、重要な構成要素である家屋の修理事業を実施する。 関連文化財群 6-2-7					
3-4	・ 伝統的建造物群「大島村神浦伝統的建造物群保存地区」における修理事業 地区内における修理事業を実施する。 関連文化財群 6-2-6	文化財補助金	所有者	・整備事業 4棟/年	・整備事業 4棟/年	・整備事業 4棟/年
3-5	・ 名勝「棲霞園」の整備事業 庭園ほか整備事業を実施する。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-2 関連文化財群 6-2-3	文化財補助金	所有者	・整備事業	・整備事業	—
3-6	・ 幸橋の整備事業 石橋の耐震化診断及び整備工事を行う。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-1 関連文化財群 6-2-4	文化財補助金	平戸市	—	・調査 ・耐震化の 手法検討	・工事
4-1	・ デジタル記録と公開事業 地域資源（歴史資料や民俗文化財など）のデジタル化と公開を行う。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	地域計画等 活用拠点形成事業	平戸市	・調査事業 ・公開事業	・調査事業 ・公開事業	—
5-1	・ 文化財保護指導委員会による巡回 文化財のモニタリングのため巡回を行う。	県費	長崎県	・年3回の 巡回活動	・年3回の 巡回活動	・年3回の 巡回活動
5-2	・ 世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のモニタリング 構成資産のモニタリングを行い、計画との整合性や差異を評価するとともに、次期の戦略を策定する。 関連文化財群 6-2-7	市単費・ 県費	平戸市・ 長崎県	・モニタリ グインデッ クの検討 ・モニタリ グの実施	・モニタリ グの実施	・モニタリ グの実施
7-1	・ 文化遺産見学ルールの策定 来訪者や住民が守るマナーやルールの策定（田平天主	地域計画等 活用拠点形成事業	平戸市	・見学ルー ルの策定 ・普及啓発	・普及啓発	・普及啓発



No.	事業名	財源	主体	短期 ～3年目	中期 ～7年目	長期 ～10年目
	堂、春日集落、名勝2箇所、天然記念物礫岩など 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て					
8-1	・地域資源見守り制度の運営 地域資源の見守り制度による維持保全、監視体制の強化を図る。(防犯、防災、災害発生時の対応) 関連文化財群の全て	市単費	平戸市・所有者(管理者)	・普及啓発 ・インセンティブの検討	・見守り制度開始 ・見守りマップの作成 ・モニタリング	・モニタリング
9-1	・活動団体育成事業 ボランティアガイドやまちづくり協議会、世界遺産市民の会に対する人材育成事業を実施する。(勉強会の開催や先進地視察、ガイド教材の印刷、活動補助など) 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単費・地域計画等活用拠点形成事業	平戸市	・人材育成事業	・人材育成事業	・人材育成事業
10-1	・中間支援組織の設置 文化遺産の積極的な保全と活用を推進する組織を設置する。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単費	平戸市	・組織の設置	—	—
11-1	・重要文化的景観「平戸島の文化的景観」選定地域における宝探しの推進事業 地域資源を活用する5段階(第5章5-2-1)に従った事業を展開する。 関連文化財群6-2-7	文化財補助金	平戸市	・宝活用の5段階を実施	・宝活用の5段階を実施	・宝活用の5段階を実施
12-1	・活動団体への支援(補助金) 文化遺産の積極的な保全と活用を推進する組織を設置する。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単費	平戸市	・活動団体への補助	・活動団体への補助	・活動団体への補助
13-1	・重要文化的景観「平戸島の文化的景観」選定地域における普及啓発事業 協働のまちづくりを推進し、自治活動の活性化を図る。 関連文化財群6-2-7	市単費・文化財補助金	平戸市	・関係団体との連携事業	・関係団体との連携事業	・関係団体との連携事業

No.	事業名	財源	主体	短期 ～3年目	中期 ～7年目	長期 ～10年目
14-1	<p>・重要文化的景観「平戸島の文化的景観」（安満岳周辺）の環境配慮型整備事業の実施</p> <p>中世からの遺構が良好に残存している区域における園地整備（便益施設、歩道、サイン整備など）を行う。</p> <p>関連文化財群 6-2-7</p>	文化財補助金	平戸市	・設計業務 ・整備事業	・整備事業	－
15-1	<p>・情報戦略（基本方針）の策定</p> <p>地域資源を対象とした情報戦略を策定する。</p> <p>歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て</p>	市単独	平戸市	・情報戦略の策定	－	－
16-1	<p>・地域資源データベースの作成</p> <p>宝を保全・活用するためのデータベースを作成する。</p> <p>歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て</p>	市単独	平戸市	・データベースの更新	・データベースの更新	・データベースの更新
伝える						
17-1	<p>・マス4媒体やWeb広告の活用</p> <p>パイドメディアを活用し、地域ブランドや認知向上に役立てる。</p> <p>歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て</p>	市単費・地域計画等活用拠点形成事業	平戸市	・運用	・運用	・運用
18-1	<p>・市Webサイトや広報の活用</p> <p>オウンドメディアを活用し、ポータル機能に加え、より詳しい地域資源や商品の紹介を行う。</p> <p>歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て</p>	地域計画等活用拠点形成事業	平戸市	・メディア開発（Webサイトや広報の活用）	・運用	・運用
19-1	<p>・SNSによる情報発信事業</p> <p>アードメディアを活用し、消費者同士のコミュニケーションの活性化を目指す。</p> <p>歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て</p>	地域計画等活用拠点形成事業	平戸市	・メディア開発（Webサイトや広報の活用）	・運用	・運用
20-1	<p>・文化観光ツールや各種報告書の電子書籍化</p>	地域計画等活用拠点形成事業	平戸市	・資料収集 ・電子化	・電子化 ・電子書籍公開	・随時追加作業



No.	事業名	財源	主体	短期 ～3年目	中期 ～7年目	長期 ～10年目
	過去に発行されたパンフレット類や各種書籍、文化財報告書の電子書籍化と公開を行う。					
21-1	・デジタル技術を用いた PR 事業（VR, AR, MR 観光推進事業） 地域資源を効果的かつ先進的な手法で公開する。（平戸オランダ商館、平戸城、田平天主堂、名勝 2 箇所、中江ノ島、安満岳、春日集落、黒子島など） 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	地域計画等 活用拠点形成事業	平戸市	・情報収集事業 ・VR, AR, MR 化	・運用	・VR, AR, MR 化した情報の改定
22-1	・ソフトインフラ整備事業 無料 wi-fi 環境の整備、多言語 Web サイトの推進。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単費・ 地方創生交付金・ 所有者	平戸市・ 所有者	・無料 wi-fi 環境の整備、多言語 Web サイトの推進	無料 wi-fi 環境の整備、多言語 Web サイトの推進	
23-1	・地域資源を活用したエコツアアの実施 文化財保存活用区域や世界文化遺産構成資産における持続可能なツアーを創出する。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-7	地方創生交付金・ 地域計画等 活用拠点形成事業	平戸観光協会・ DMO・ 平戸市	・事業化の検討 ・モニターツアーの実施と評価	・より日常的にできるエコツアアの実施	・エコツアアの定着
24-1	・世界遺産シンポジウムの開催 記念講演や研修会など周年事業を実施する。 関連文化財群 6-2-7	市単費・ 地域計画等 活用拠点形成事業	平戸市	—	・登録 5 周年記念シンポジウム	・登録 10 周年記念シンポジウム
25-1	・出前講座の開催 市民を対象に、文化遺産に関連する出前講座を開催する。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単費	平戸市	・市民からの申込に応じて開催	・市民からの申込に応じて開催	・市民からの申込に応じて開催
26-1	・普及啓発ツールの作成 地域資源を紹介する総合的な宣伝ツール作成を行う。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単費・ 地域計画等 活用拠点形成事業	平戸市	・総合的な宣伝ツールの作成	・総合的な宣伝ツールの作成	

No.	事業名	財源	主体	短期 ～3年目	中期 ～7年目	長期 ～10年目
27-1	・詳細な情報発信ツールの作成 地域資源を紹介する詳細なガイドブックの作成を行う。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単費・ 地域計画等 活用拠点形 成事業	平戸市	—	・詳細なガイドブックの 作成	・詳細なガイドブックの 作成
28-1	・普及啓発ビデオの作成と公開 地域資源を紹介する普及啓発ビデオを作成し公開する。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単費・ 地域計画等 活用拠点形 成事業	平戸市	・普及啓発 ビデオの作 成と公開	—	—
29-1	・観光および商工部門と連携した PR 事業 首都圏を中心としたプロモーションの展開を図る。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単費	平戸市	・PR 事業 の実施	・PR 事業 の実施	・PR 事業 の実施
30-1	・ふるさと納税と連携した PR 事業 ふるさと納税推進と連携したプロモーションの展開を図る。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単費	平戸市	・PR 事業 の実施	・PR 事業 の実施	・PR 事業 の実施
31-1	・SNS フォトコンテスト等の実施 ふるさと納税推進と連携したプロモーションの展開を図る。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単費	平戸市	・イベントの 実施	・イベントの 実施	—
32-1	・世界遺産連携会議との共同事業 全国の世界遺産地域と連携した事業を展開し、インバウンドと中心とした誘客事業を展開する。 関連文化財群 6-2-7	各種補助事 業等	平戸市・ 世界遺産 連携会議	・イベントお よび PR 事 業の実施	・イベントお よび PR 事 業の実施	・イベントお よび PR 事 業の実施
33-1	・多言語による情報発信 地域資源の多言語化による情報発信の推進を図る。市内博物館の主要展示は4ヶ国語（英・中・台・韓）、その他は英語のみ。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-7	地方創生 交付金・ 地域計画等 活用拠点形 成事業	平戸市	・調査 ・日本語テ キストの多 言語化	・東アジア や欧米諸 国に向けた 情報発信 の強化	—

No.	事業名	財源	主体	短期 ～3年目	中期 ～7年目	長期 ～10年目
34-1	・文化施設における体験学習の創出 博物館等における参加型プログラムを創出し、地域住民や来訪者への学習の機会を提供する。	市単費	平戸市・民間	・体験プログラム の検討	－	－
35-1	・児童や生徒への体験学習の創出 文化財を学ぶ学習機会を創出する。	市単費	平戸市・民間	・体験プログラム の検討	－	－
活かす						
36-1	・広報への定期的な情報掲載 住民へ地域資源の認知や興味を高める施策を推進する。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単費	平戸市	・広報の活用	・広報の活用	・広報の活用
37-1	・按人没後 400 周年事業 関連イベントの実施（三浦按人墓地など） 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-4	地方創生交付金	平戸市	・イベントの実施 ・普及啓発	－	－
37-2	・鄭成功生誕 400 周年事業 関連イベントの実施（児誕生、鄭成功記念館など） 関連文化財群 6-2-4	地方創生交付金	平戸市	－	・イベントの実施 ・普及啓発	－
38-1	・生月島の自然景観（景勝地）ブランド化 生月島を舞台にアクティビティの充実や質の高いガイド育成などを実施する。（塩俵の断崖、大バエ灯台、山頭草原、サンセットウェイなど）	地方創生交付金・地域計画等活用拠点形成事業	平戸市	・アクティビティの開発 ・ガイド育成	・ガイド育成 ・アクティビティの開発	・運用
39-1	・移住対策部署との連携促進 空き家を活用した地域活性化を図るための事業	市単独・地方創生交付金	平戸市	－	・移住施策の推進	・移住施策の推進
40-1	・滞在型農山漁村形成事業【予定】 農地や地域資源を活用し、農泊ほか地域活性化を図るための事業 関連文化財群 6-2-6	地方創生交付金・農産漁村振興交付金	平戸市	・農泊ビジネスの実施 体制構築	・観光コンテナツの磨き上げ ・施設整備	・運営

No.	事業名	財源	主体	短期 ～3年目	中期 ～7年目	長期 ～10年目
	関連文化財群 6-2-7					
41-1	・重要文化的景観「平戸島の文化的景観」地域における専門家派遣事業 人材育成および技術的支援を実施する。 関連文化財群 6-2-7	文化財補助金	平戸市	・専門家派遣	・専門家派遣	・専門家派遣
42-1	・町並み環境整備（電線地中化） 景観の質を高めるために、市街地の町なみ環境の整備と電線地中化を実施する。 歴史文化保存活用区域	国交省補助金	平戸市	・町なみ環境整備	・電線地中化	－
43-1	・平戸城（懐柔櫓）の宿泊施設化 地域資源である平戸城（懐柔櫓）を宿泊施設に改修する。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-3	地方創生交付金	平戸市	・設計 ・工事	－	－
43-2	・平戸城跡内展示施設の展示強化 平戸城天守と見奏櫓の展示等改修を行い、観光拠点としての機能強化を図る。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-3	地方創生交付金	平戸市	・設計 ・工事	－	－
43-3	・平戸オランダ商館の展示強化【予定】 平戸オランダ商館の展示リニューアルを行い、観光拠点としての機能強化を図る。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-4	地域計画等活用拠点形成事業	平戸市	・設計 ・普及啓発	・公開活用に向けた設備整備	－
44-1	・平戸城周辺整備 平戸城改修にあわせ、サイン整備や樹木伐採などを実施し、ガイダンス機能の充実を図る。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-3	地方創生交付金・地域計画等活用拠点形成事業	平戸市	・設計 ・工事	・工事	－
45-1	・公設民営化の推進 もうかる仕組み、地域の生きがい対策となるような事業展開を図る。	地方創生交付金・地域計画等活用拠点形成事業	行政	・PPPを活用した施設運営の検討	・PPPを活用した施設運営の検討	・PPPを活用した施設運営の検討



No.	事業名	財源	主体	短期 ～3年目	中期 ～7年目	長期 ～10年目
46-1	・春日集落でのプログラム開発 宝を生かした着地型プログラムの開発 関連文化財群 6-2-7	所有者・市単費・文化財補助金	所有者・行政	・プログラム開発	・プログラム開発	－
47-1	・世界遺産モデルコース形成事業 世界文化遺産や地域資源を生かした観光ルートの設定と普及啓発を実施する。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-6 関連文化財群 6-2-7	市単費	平戸市	・モデルコースの設定 ・周遊マップ作成	－	－
48-1	・世界遺産広域連携促進事業 世界文化遺産地域連携会議との連携事業の実施（春日集落と安満岳、中江ノ島） 関連文化財群 6-2-7	市単費・文化財補助金	連携会議・平戸市	・連携事業の実施	・連携事業の実施	・連携事業の実施
49-1	・周遊ポイントのアルファベット化や数字によるナンバリング化推進事業【予定】 インバウンド対策も見据えた周遊対策を図る。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-7	市単費	平戸市	－	・ナンバリング化の検討 ・ナンバリング整備	・ナンバリング化の検討 ・ナンバリング整備
50-1	・ガイド研修会の実施 ガイド研修会を実施する。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単費	平戸市	・研修会の実施	・研修会の実施	・研修会の実施
50-2	・春日集落のガイド体制強化 受付窓口やガイド手法等の検討、運営を行う。 関連文化財群 6-2-7	市単費	平戸市	・研修会の実施、運営	・研修会の実施、運営	・研修会の実施、運営
52-1	・アクセシビリティ向上事業 安全対策を主体とした道路環境の改善を図る。	市単費・県対応	平戸市・長崎県	・道路改良事業	・道路改良事業	・道路改良事業
53-1	・サイン整備事業 既存標識との整合を図り、より機能的な誘導案内を行うための整備を行う。	市単費・県対応	平戸市・長崎県	－	・整備事業	・整備事業
54-1	・ホスピタリティ醸成事業 観光関連事業者への定期的な勉強会の開催による、も	市単費・民間	平戸市・民間	・研修会の実施	・研修会の実施	－

No.	事業名	財源	主体	短期 ～3年目	中期 ～7年目	長期 ～10年目
	てなしの心の醸成と共有化を図る。					
55-1	・外国人観光客の受け入れ体制整備事業 指さしカードや多言語翻訳機の普及を図る。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-7	市単費・ 地域計画等 活用拠点形 成事業	平戸市	・指さしカードの作成 ・多言語翻訳機配布	－	－
56-1	・キャッシュレス観光推進事業 キャッシュレス観光の実現。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-7	市単費・ 民間	平戸市・ 民間	・機器導入	・機器導入	－
57-1	・留学生インターンシップ受入 留学生インターンシップを受け入れ、インバウンド対策を推進する。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-7	市単費・ 民間	平戸市・ 民間	・受入	・受入	・受入
58-1	・ユニバーサルデザイン調査事業 ユニバーサルデザインへの対応状況調査、施設情報の提供を行う。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-7	地方創生交付金・ 地域計画等 活用拠点形 成事業	平戸市	・調査事業 ・情報発信	－	－
59-1	・ユニバーサルツーリズム情報発信事業 ユニバーサルツーリズムに対応した施設の情報発信を行う。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群 6-2-7	市単費	平戸市	－	・調査事業 ・情報発信	・調査事業 ・情報発信
60-1	・文化財ハザードマップの作成 災害危険箇所の把握と情報共有 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単費	平戸市	・調査事業	・ハザードマップの作成と配布	－
61-1	・危機管理マニュアルの作成 指定文化財を中心に災害発生時など不測の事態に対応するマニュアルを策定する。 歴史文化保存活用区域	市単費	所有者・ 平戸市	・調査事業	・危機管理マニュアルの策定	－



No.	事業名	財源	主体	短期 ～3年目	中期 ～7年目	長期 ～10年目
	関連文化財群の全て					
62-1	・文化観光推進事業 地域資源の保全、地域振興、観光業の成立を同時に成り立たせる事業の推進。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	市単独・ 各種補助事業	平戸市・ 民間	・文化観光 の推進	・文化観光 の推進	・文化観光 の推進
63-1	・体験型観光の実施 海、山、歴史を活用した五感で感じる体験型観光、滞在型観光地の創出。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	地域計画等 活用拠点形成事業・ 地方創生交付金	所有者・ 平戸市	・調査事業 ・モデル事業の創出	・体験型観光、滞在型観光地の創出	・体験型観光、滞在型観光地の創出
65-1	・マーケティング研修会の開催 行政職員や地域住民に対するマーケティング研修会の開催。	市単費	平戸市	・研修会の開催	・研修会の開催	・研修会の開催
66-1	・春日集落の加工品創出、販売事業 食や景観を売りに、安心・安全による高付加価値化の推進を図る。 関連文化財群 6-2-7	県基金・ 市補助・ 民間	民間	・加工品の創出 ・PR事業 ・販路拡大	・加工品の改良 ・PR事業 ・販路拡大	・加工品の改良 ・PR事業 ・販路拡大
67-1	・無形民俗文化財情報発信事業 伝統文化に関する調査と情報発信を行う。	市単独・ 地域計画等 活用拠点形成事業	平戸市	・調査事業 ・情報発信 媒体の開発	・情報発信	・情報発信
68-1	・各種支援の継続（補助金） 地域住民が実施する取り組みを支援する。	市単費	平戸市	・補助金交付	・補助金交付	・補助金交付
69-1	・無形民俗文化財のデジタル化事業 無形民俗文化財のデジタル化と公開を行う。 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	地域計画等 活用拠点形成事業	平戸市	・調査事業 ・公開事業	・調査事業 ・公開事業	・調査事業 ・公開事業
70-1	・魅力ある施設の公開事業 魅力ある公共施設や土木インフラなどの活用（ユニークベニューの推進：平戸大橋、聖地中江ノ島、武家屋敷や庭園） 歴史文化保存活用区域 関連文化財群の全て	地域計画等 活用拠点形成事業・ 地方創生交付金	所有者・ 平戸市・ 長崎県	・調査事業 ・整備事業 ・一部公開開始	・公開施設の充実	・運用

No.	事業名	財源	主体	短期 ～3年目	中期 ～7年目	長期 ～10年目
71-1	・田平天主堂案内所の観光拠点化事業 教会守（管理人）の配置による秩序ある公開と情報発信強化 関連文化財群 6-2-4 関連文化財群 6-2-5	地域計画等活用拠点形成事業・地方創生交付金	平戸市・所有者	・調査事業 ・組織体制の確立	—	—
学ぶ						
72-1	・平戸紀要の発刊 基礎研究や個別調査研究の成果を分かりやすく取りまとめて公開する。	市単費	平戸市	・紀要発刊	・紀要発刊	・紀要発刊
73-1	・「大野製 曲尺、挟み尺」の文化財指定 県指定有形民俗文化財の指定に関する調整を行う。	市単費 県対応	主体	・新指定	—	—
73-2	・市認定文化財の指定 市条例に基づき、認定文化財の指定を推進する。	市単費	平戸市	・普及啓発 ・新規認定	・普及啓発 ・新規認定	・普及啓発 ・新規認定
74-1	・研究機関との連携促進 展示、学習、調査研究機能等を有する研究機関や人員の連携促進を図る。特に、民間博物館などが所有する資料調査については、所有者への継続的な働きかけと、点数に応じた長期的な視点での行動が必要になる。	市単費・民間	平戸市	・情報共有 ・資料調査 ・情報公開	・情報共有 ・資料調査 ・情報公開	・情報共有 ・資料調査 ・情報公開
75-1	・博物館等の整備事業 知の集積と継承の場である施設の内容充実を図る。	市単費・地域計画等活用拠点形成事業・地方創生交付金	平戸市	・整備計画の作成 ・設計業務	・整備事業	・整備事業
76-1	・大学連携事業 県立大学（佐世保校）の知と人材を活用した連携事業を実施する。 関連文化財群 6-2-7	市単費・県対応	平戸市・長崎県	・世界文化遺産地域をフィールドにした連携事業実施	・世界文化遺産地域をフィールドにした連携事業実施	—

※表中No.は、アクションプラン・インデックスの個別事業No.に対応するものである。



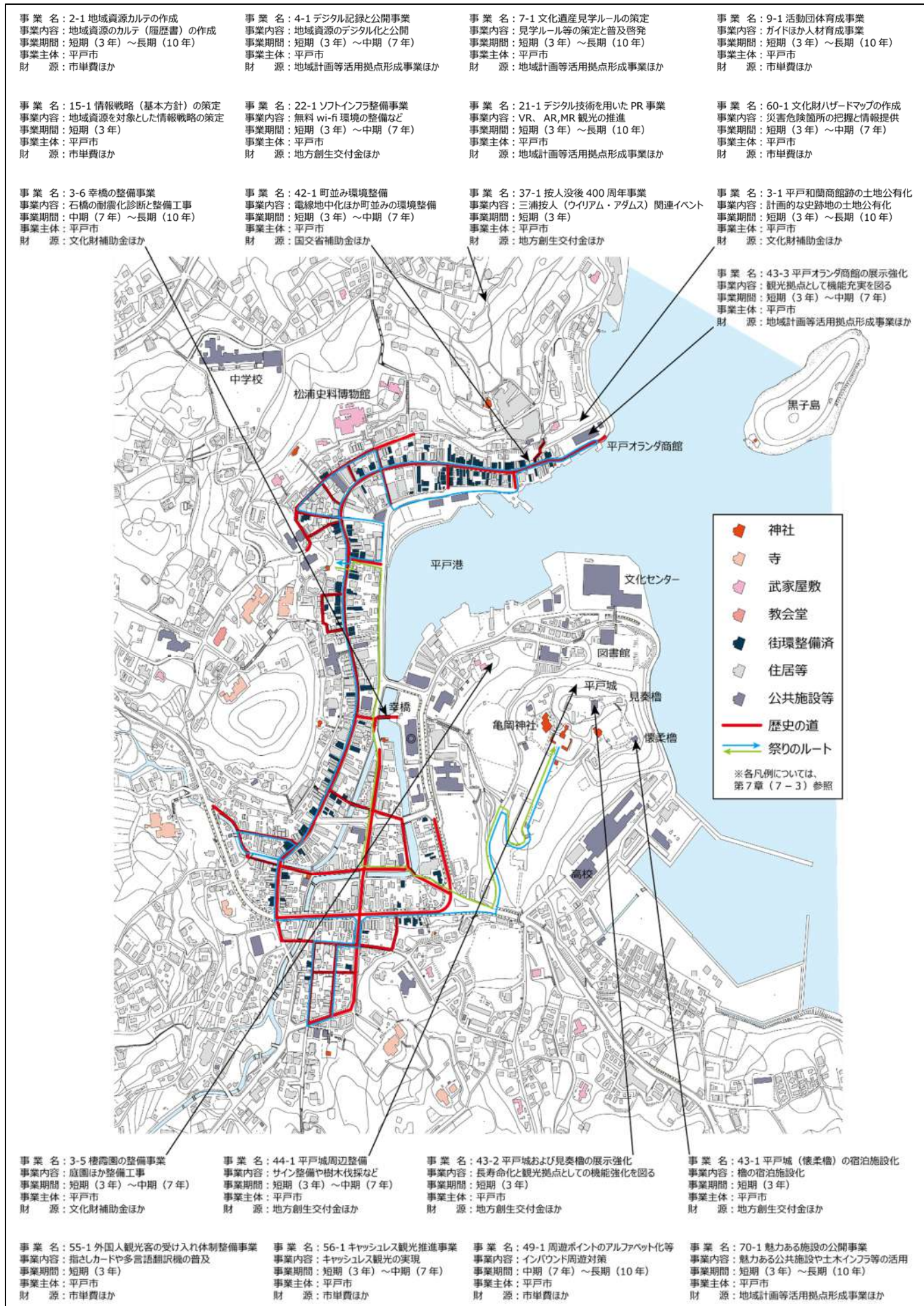


図 76 文化財保存活用区域で実施する主な事業

平戸市文化財保存活用地域計画

「港市平戸」の歴史文化まちづくり



写真 108 現状変更への対応



写真 109 文化財の秩序ある公開



写真 110 人材育成



写真 111 PR 活動の促進



写真 112 ガイダンス機能の充実



写真 113 調査研究と公開

【参考文献】

- 1) 平戸市（2018）『平戸市未来創造羅針盤 第2次平戸市総合計画』
- 2) 文化庁（2019）『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』